

岐阜県公報

第 五 百 八 十 六 号
令 和 七 年 五 月 二 日

(金 曜 日)

目 次

公 示

土地改良区の解散	(農地整備課)	一八五
県営土地改良事業計画の変更	(同)	一八五
落札者等に関する公示	(河川課)	一八六
土地改良区役員の就任	(岐阜農林事務所)	一八七
土地改良区役員の就任	(中濃農林事務所)	一八七
土地改良区役員の就任	(同)	一八七
土地改良区役員の就任	(可茂農林事務所)	一八七
道路の供用開始中訂正	(法務・情報公開課)	一八八

公 示

土地改良区の解散

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第一項の規定により、次の土地改良区は解散したので、同条第三項の規定により公示する。

令和七年五月二日

岐阜県知事 江崎 禎 英

土地改良区名	解散認可年月日
えな土地改良区	令和七・四・二二

県営土地改良事業計画の変更

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号。以下「法」という。）第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する法第八十七条第五項の規定により公示し、当該変更後の土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に岐阜県知事に対して審査請求をすることができる。

また、右記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となる。）、土地改良事業計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和七年五月二日

岐阜県知事 江崎 慎英

一 縦覧に供する土地改良事業計画の事業名及び地区名

事業名 県営中山間地域総合整備事業（農業用排水施設整備・ほ場整備・暗渠排水）

地区名 関ヶ原地区

二 縦覧場所

岐阜県公式ウェブサイト（農地審判部）

三 縦覧期間

令和七年五月二日から

令和七年五月十二日まで

岐阜県地政課の公示

岐阜県の物品処分及び特定役務の競投手続の特例を定める規則（平成十七年岐阜県規則第百二十号）第十一條の改正により、次のとおり岐阜県地政課の公示を行います。

令和七年五月二日

岐阜県知事 江崎 慎英

1 調達する役務の名称及び数量 荒田川廃棄物運搬処分業務 一式

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 令和7年1月21日

4 落札者を決定した日 令和7年3月3日

5 落札者の住所及び氏名、落札金額並びに落札数量

(1) 落札者 三光（株）・（有）久米産業特定業務共同企業体

鳥取県境港市昭和町5番地17

三光株式会社

代表取締役社長 三輪 昌輝

岡山県久米郡美咲町藤原468番地の7

有限会社久米産業

代表取締役 有本 英輔

落札金額 198,000円/トン

落札数量 400トン

(2) 落札者 丸河自動車運送・九州運輸建設・光和精鉱特定業務共同企業体

静岡県静岡市清水区横砂西町10番6号

丸河自動車運送株式会社

代表取締役 青木 良介

福岡県北九州市八幡西区洞北町3番11号

九州運輸建設株式会社

代表取締役 佐田 格朗

福岡県北九州市戸畑区大字中原字先ノ浜46番93

光和精鉱株式会社 営業部

営業部長 岡本 昌彦

落札金額 201,300円/トン

落札数量 240トン

(3) 落札者 オオノ開発・サンクリュウター・日本通運特定業務共同企業体

愛媛県松山市梅本町甲184番地

オオノ開発株式会社

代表取締役 大野 照旺

愛知県刈谷市一里山町家下80番地

サンクリュウター株式会社

代表取締役 飯田 武司

岐阜市今嶺四丁目10番5号

日本通運株式会社 岐阜支店

支店長 永田 常二

落札金額 206,800円/トン

落札数量 1,780トン

6 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県県土整備部河川課管理調整係

(2) 所在地 岐阜市藪田南二丁目1番1号

土地改良区役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任をした旨の届出があつたので、同条第十九項の規定により公示する。

令和七年五月二日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

就任した役員

土地改良区	政田井水	令和七・四・二	理事	高木千代子	本巢市政田	二七〇二番地一
土地改良区	改区名	年月日	役名	氏名	住	所

土地改良区役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任をした旨の届出があつたので、同条第十九項の規定により公示する。

令和七年五月二日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

就任した役員

土地改良区	改区名	年月日	役名	氏名	住	所
土地改良区	菱野川土	令和七・四・二	理事	宇野睦子	瑞穂市十九条	八三四番地

土地改良区役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、次の

とおり土地改良区の役員が就任をした旨の届出があつたので、同条第十九項の規定により公示する。

令和七年五月二日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

就任した役員

土地改良区	改区名	年月日	役名	氏名	住	所
土地改良区	中濃用水	令和七・三・二五	員外監	高嶋 互	関市下有知	四一九二番地八

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和七年五月二日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

土地改良区	中濃用水	改区名	認可年月日
土地改良区	東部土地	改区名	令和七・四・二一

土地改良区役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任をした旨の届出があつたので、同条第十九項の規定により公示する。

令和七年五月二日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

就任した役員

土地改良区名	就任年月日	役名	氏名	住所
富加町木曾川右岸用水土地改良区	令和 七・四・五	理事	須田 和行	加茂郡富加町加治田 六六二番地五
		監事	勝本 博	加茂郡富加町加治田四一〇番地二

正 誤

(校正誤り)

令和七年四月十八日第五百八十二号 道路の供用開始(岐阜県告示第二百二十号)一

六九頁上段の表中 「令和 七・四・一六」 は、「令和 七・四・一八」の誤り。

令和七年五月二日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜文芸社